外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である後藤立が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月十四日

神奈川県横須賀市船越町六丁目一六番地二一
ボナデア・インク
日本における代表者　後藤　立

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である杉浦寿彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月十四日

名古屋市守山区八剣二丁目一五一五番地
起株産業株式会社
日本における代表者　杉浦　寿彦

限定承認公告

本籍大阪府大東市深野北一丁目五三三番地一九、最後の住所大阪府東大阪市横小路町六丁目二番二一号　被相続人　亡　竹林　敏雄

右被相続人は平成二十二年十一月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年五月二十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十四日

大阪府大阪市都島区都島南通一丁目二一番四五―一〇四号
相続財産管理人　上田加代子

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市甲子園口二の二五七、最後の住所大阪府大阪市旭区高殿二の八の三八の四一九　被相続人　亡　川勝　實

右被相続人は平成二十三年一月十八日死亡し、その相続人は平成二十三年五月二十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十四日

兵庫県西宮市高木東町一八の一五の三〇三
相続財産管理人　川勝　康正

限定承認公告

本籍徳島県徳島市上八万町花房三三六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松本　宥慶

右被相続人は平成二十三年二月五日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十三日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十四日

徳島県徳島市上八万町花房三三六番地
相続財産管理人　松本　美紀

優先資本金の額の減少公告

当社は、平成二十三年六月十四日付取締役決定をもって、優先資本金の額を二千九百五十万円減少して、金十億一千二百五十万円とし、発行済第二回優先出資総口数一千百三十四口を一口に対して金五十万円をもって五十九口有償消却して、一千七十五口にすることとしましたので、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は、左記に開示しております。

http://www.web-kokoku.jp/a/espace2/espace2.html

平成二十三年六月十四日

東京都中央区日本橋三丁目五番一一号
特定目的会社Hスパス2号
取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千二万二千三百円（但し、A号優先出資については金一千五百一万一千九百二十円、B号優先出資については金一千五百一万三百八十円）減少し金三億五千九百八十七万七千七百円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/a/ueno/ueno.html

平成二十三年六月十四日

東京都中央区日本橋三丁目五番一二号
上野特定目的会社
取締役　福永　隆明

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資三億八千九百九十万口を三億五千九百八十七万七千七百口（但し、A号優先出資については一億七千九百九十四万八千八十口、B号優先出資については一億七千九百九十二万九千六百二十口）に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年六月十四日

東京都中央区日本橋三丁目五番一二号
上野特定目的会社
取締役　福永　隆明

訂正公告

平成二十三年五月二十三日（号外第一〇四号）掲載のREVソリューションズ株式会社に係る新設分割公告（枠組）中、新設分割により新設するP2X株式会社の住所「東京都文京区本郷二丁目一九番七号」とあるは「東京都新宿区新宿一丁目八番一〇号」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年六月十四日

扱　店

正　誤

平成二十三年三月三十一日（号外第六十五号）公布内閣府令第十号（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り）

四三ページ上段終りから一一行目から一八行目までは次のとおりの誤り。

a　当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

b　(18)gの規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号。以下この(6)において「改正府令」という。）第5条の規定による改正前の四半期連結財務諸表規則第93条若しくは附則第4条の規定又は改正府令附則第6条第2項若しくは第3項の規定により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

c　提出会社が第1四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合（bの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意(60)aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ページ	段	行	誤	正
四四五一	下	終りから一一二〇	議決権の状況において	議決権の状況」において
〃	上	二〇～二一	第五条の二第三項	第五条の二第六項
〃	〃	二四～二五		
〃	下	終りから四		
〃	上	一	開始する四半期連結会計期間	開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間
五二	〃	終りから一〇七		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十四日付第一二五号九　六ページ●同日付政府調達第一〇九号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）